令和4年定例会5月会議

豊浦町議会会議録

令和4年5月10日(火曜日)

午前10時00分 再開

午前11時31分 散会

令和4年定例会5月会議

豊浦町議会会議録

令和4年5月10日(火曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案一括上程(議案第28号から議案第36号)

町政執行方針

教育行政執行方針

予算審査特別委員会設置及び議案付託

◎追加議事日程

日程第1 行政報告

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(1名)

2番 木 村 辰 二君

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君 歩 君 町 長 副 須 田 長 田朋行君 教 育 吉 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志 君 務 課 長 淳 君 総 本 所 地方創生推進室長 忍 君 久々湊 地方創生推進室長補佐 竹 島 英 和 君

民課 長谷部 晋 君 町 長 産 業観光課 長 藤原弘樹君 産 業観光課参事 瀬野 栄 一 君 設 課 建 竹 林 善人君 長 設 課 主 一貴君 建 幹 佐 藤 会 計 管 理 者 Ш 端 康 子 君 生 涯 学 習 課 長 佳 昭 君 杉 谷 総合保健福祉施設事務長 上 政 信 君 井 国民健康保険病院事務長 半 澤 豊君

◎事務局出席職員

事務局長荻野貴史君書記(会計年度任用職員)熊坂早智恵君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、5月10日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会5月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、4番、勝木嘉則議員並び に5番、大里葉子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る4月26日に開催されました議会運営委員会による本会 議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 議会運営委員会からの報告をいたします。

令和4年定例会5月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりであります。 会議に付議されている案件は、町長からの提案に係るものとして、条例の改正が5件のほか、 令和4年度の政策的な事業に関する肉づけ予算として、一般会計及び特別会計の補正予算が5 件であります。

次に、令和4年度補正予算案と関連する議案等については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、5月10日、11日の2日間の日程で、休会中の審査とし、12日は休会することにいたします。

また、2名の議員より、町長等の執行方針に関しての総括質疑が通告されております。

総括質疑に係る申合せ事項については、例年どおりでございますが、次のように定めておりますので、改めてご報告いたします。

総括質疑であることに鑑み、計数的な事項や詳細事項についての質疑は避けて、大枠でのも のにとどめ、再質問までといたします。

なお、持ち時間は、答弁時間を含む60分以内とするものであります。

以上のとおりの申合せとなっていますことをご報告いたします。

これらのことから、定例会5月会議の会期等につきましては、予算審査特別委員会での総括質疑や審査期間等を考慮し、本日5月10日から13日までの4日間としたところであります。

本会議は、3月の骨格予算に肉づけ予算の編成を審議することになりますが、円滑なる議会運営にご協力をいただきますことをお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

〇議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 5 月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は16名であります。

以上、報告といたします。

ここで、次に議案の審議に移るところですが、町長から行政報告の申出がありました。お諮りいたします。

行政報告を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、行政報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎行政報告

○議長(根津公男君) 追加日程第1、町長からの行政報告を行う旨の申出がありましたので、 これを受けることといたします。

村井町長。

〇町長(村井洋一君) それでは、行政報告をさせていただきます。

火災の発生についてでございます。

4月25日月曜日13時30分頃、豊泉268番地サ・ム・ラ・イ・エナジー株式会社のソーラーパネルの敷地より出火し、表面積約6,639平米を焼失いたしました。

サ・ム・ラ・イ・エナジー株式会社の社員が監視カメラにより、敷地内草原から出火しているのを発見したため消防へ通報し、駆けつけた消防職員、消防団員の消火活動によりまして、同日14時26分に鎮火いたしました。

出火原因は、ソーラーパネル関係設備の漏電の疑いで、火災による設備の損害はないようで ありますが、詳細は現在のところ調査中でございます。

なお、西胆振行政事務組合消防本部及び支署から消防職員22名、消防団員26名、車両11台が 消火活動に当たりました。

以上、火災発生についての報告とさせていただきます。

○議長(根津公男君) 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項があれば発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) これで、行政報告を終わります。
 - ◎議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(根津公男君) 日程第4、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第1項第3号アの第1号において、引き続き在職した期間が1年以上である要件を削除し、アの各号の番号を繰り上げるとともに、文言修正を行います。

2ページをお開き願います。

第18条第1項第2号におきましても、引き続き在職した期間が1年以上である要件を削除することにより、要件を緩和しています。

第22条において、育児休業に関する制度の周知等の規定を追加、第23条においては、勤務環境整備等の規定を追加します。

議案書の2ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑あれば許します。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) この条例については、緩和されたということで、これはこれでいいで しょう。現状、そういう対象の方々は何人ぐらいいるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) この条例は、これからですので、現在はおりませんが、参考に正職員では1名おります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これは、正職のみだけではなくて、今回のこの条例にうたっている方々は、見込みも含めて何人ぐらいいるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 非常勤の職員が全て対象になりますので、そういった申出があれば全ての人が対象になるということでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにございませんか。 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) 取得要件の緩和ということで、改正理由が上がっておりますが、やはり給与等の保障、ここのところは、従前から、かつては無給だったという時代もありました。 そのことを踏まえて、今回の条例についても、育児休業して、職員に対しての非常勤職員、全ての臨時職員、これらへの給与保障というのはどのようになっていますか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 給与保障についてですが、やはり非常勤職員の方については、正職員と全て同じとは制度上なっておりませんので、あくまでもその制度を使えるということですが、給与の対象にはなっていないということでございます。
- O議長(根津公男君) ほかにございませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 休みを取るということは緩和されて、それはよかったとしても、実際上、そこまで保障するということまで突き詰めていかないと、職員の確保もなかなか維持されない、そこに来ているのではないかと思います。

ぜひ、国も含めて、これらのことを含めて、市町村からも国への働きかけというのは、公務員の安定的な採用を保障していくという意味で私は必要ではないかと考えています。国への要望なども上げるよう、さらに自治体として努力していただきたいということでありますが、そこら辺の認識はどのようにしておりますか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 基本的には国のほうで考えることだとは思うのですが、自治体としても、議員がおっしゃられたように、今後の人の確保といった部分では、正職員に準じたような保障等が求められている時代ではないかと考えております。

実際にそういった部分を国に要望する機会がある場合には、そういった働きかけも今後の検 討とさせていただきたいと思っております。

○議長(根津公男君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) これで、質疑を終結いたします。 討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第28号から議案第36号

○議長(根津公男君) 日程第5、議案の一括上程を議題といたします。

議案第28号 豊浦町総合計画策定審議会条例の一部改正について、議案第29号 豊浦町民間賃貸共同住宅等建設促進条例の全部改正について、議案第30号 豊浦町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第31号 豊浦町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第32号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第1号)について、議案第33号令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第34号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第35号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第36号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)についての9議案については、一括上程といたします。

なお、各議案の説明については、会議規則第36条第2項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 豊浦町総合計画策定審議会条例の一部改正についてから議案第36号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設特別事業会計補正予算(第1号)についてまでの9議案については、一括上程とすることに決しました。

◎町政執行方針

- ○議長(根津公男君) 続きまして、提案されました各会計補正予算における令和4年度豊浦町の主要施策に関する町政執行方針について、町長から説明を受けることといたします。 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** おはようございます。

それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

I はじめに。

令和4年豊浦町議会定例会5月会議の開会に当たりまして、令和4年度の町政執行方針について述べさせていただきますが、冒頭に、昨年6月25日に漁業系一般廃棄物リサイクルセンターの残渣水につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で警察の強制捜査を受けましたことにつきまして、町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことに、改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。

現在、委託先でありますいぶり噴火湾漁業協同組合をはじめ、プラントメーカー及び関係機関や処理業者と連携を図りまして、二度とこのような事態にならないよう、適切な処理の在り方について、早急に取り組んでまいります。

先般、1月30日の町長選挙において当選の栄に浴したことにつきまして、深く感謝とお礼を申し上げますとともに、その重責を痛感しているところであり、町民の皆様の思いを受け止めながら、今後の社会状況に即した豊浦町のあるべきまちづくりについて、意欲を持って誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスについては、今もなお変異株の猛威の中、収束の兆しが見えない状況が続いております。本町といたしましては、引き続きワクチン接種を円滑に進め、感染拡大の防止と社会・経済活動の両立に努め、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた取組を推進してまいります。

また、CO2等による地球温暖化による気候変動は、永久凍土の融解をはじめ、台風の大型化や大雨による洪水、土砂災害、干ばつ等、大きな災害をもたらしたとともに、動植物の生態系への影響をはじめ、食料生産や健康など人間の生活に大きな影響をもたらしております。

国は、デジタル化の推進やカーボンニュートラルを掲げ、北海道でもゼロカーボン北海道を 推進するとしており、市町村においても総合的かつ計画的に実施するよう努めることとしてお ります。さらに、農林水産省では、各種事業採択において、SDGs時代にふさわしい環境へ の取組を採択要件や加点要素としており、今後の事業推進については、環境問題を無視しては 成し得ないものと考えております。

本町においても、豊浦町地域温暖化対策実行計画に基づいた施策を推進するとともに、ゼロカーボンシティー宣言も視野に入れ、取り組んでまいります。

本町においては、人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、養殖ホタテのへい死や価格低迷、

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、地方税収の増加は難しく、財政は厳しさを増しておりますが、一方では行政課題は山積しており、事業評価により取り組むべき事業の優先順位をつけながら歳出を抑えるとともに、ふるさと納税増加策等により歳入を確保し、持続可能な地方自治体を目指してまいります。

本町は、農業、漁業の振興を図っており、農業においては、家畜排せつ物を原料とするバイオガスプラントによる有機肥料としての消化液を活用した土づくりをはじめとした循環型社会構築を目指すとともに、JAとうや湖が推進しているクリーン農業等による環境に配慮した農業施策推進が重要であると考えております。

そのためには、現状に沿ったバイオガスプラントの安定稼働のための抜本的見直しを行うことにより、農家の皆様とよりよい信頼関係を構築し、なくてはならない施設運営を目指してまいります。

また、課題となっているハザカプラントについては、処理能力に合った処理計画を実施するとともに、適切な運営管理を最重要課題とし、処理能力以上となる余剰雑物・残渣水処理については、適切な処理に向け、いぶり噴火湾漁業協同組合や関係機関と連携し、取り組んでまいります。

地域産業連携拠点施設いちご分校での農業の担い手確保、町内外から多くの来訪者が訪れております天然豊浦温泉しおさいの改修整備を行うとともに、一般社団法人噴火湾とようら観光協会や豊浦アイヌ協会をはじめ、関係団体等による観光振興、地域振興につなげることで、交流人口やふるさと納税者を増加させ、関係人口拡大を図り、移住・定住に結びつけ、人口減少の抑制を図っていきたいと考えております。

Ⅱ 町政に臨む基本的視点。

本町の道しるべとして策定しました第6次総合計画は、10年計画の5年目を迎え、折り返しとなります。

前期基本計画の各政策・施策の効果検証を実施するとともに、後期基本計画を将来のまちの姿や、その実現を推進するまちづくりの基本目標を達成するために策定いたします。

また、第6次総合計画と連動した第2期総合戦略を策定し、人口減少を和らげ、生活・経済 圏の維持・確保を図る地域づくりを目指します。

このことから、この総合計画のさらなる進捗管理と目標達成を目指し、各施策を推進してまいります。

以下、第6次総合計画の基本目標に沿って、各分野別に具体的な施策を申し上げます。

Ⅲ 分野別具体的な施策。

(1) 基本目標1。

魅力あるまちの実現。

政策1. 住みたい・住み続けたいまちに向けた住宅・移住の取組の充実。

住宅の確保。

住宅の整備確保については、基本目標である魅力あるまちの実現に向け、住生活基本計画、 空き家対策計画を基に、住宅の確保に努めてまいります。

また、公営住宅施策については、公営住宅等長寿命化計画を基本とし、本町の特性に対応した安心して住み続けることのできる住宅供給を進めてまいります。

さらに、豊浦町耐震改修促進計画に基づく耐震化率の目標達成に向けた取組も推進してまいります。

民間住宅の確保については、住宅の新築や中古住宅の購入補助、民間賃貸住宅建設支援をし

てまいります。

移住・定住の促進。

移住・定住の促進については、各種移住フェアやイベント等にも出展し、移住体験住宅を活用するとともに、ふるさと納税者も視野に入れた関係人口の増加を図りながら、空き家バンク制度等と連携し、実績向上に取り組んでまいります。

政策2. 長く住み続ける・子どもたちに戻ってきてもらうための産業振興。

農業の振興。

農業については、地域ブランドである、豊浦いちご苗の安定供給や生産ハウスの環境改善整備に支援し、生産性の向上を図ってまいります。

令和2年度からの継続事業として、ラジコンへリコプターやドローンによる水田や畑の病害 虫空中散布防除作業について支援し、農業者の作業効率向上と労力軽減により、次世代農業者 に向けて、地域農業者基盤の維持振興を図ってまいります。

また、農産物の安定的な生産、供給を図るため、年々増加している鳥獣による農業被害対策として、電牧柵等の整備に引き続き支援してまいります。

さらに、緑肥による土づくりと廃プラスチック回収処理に対する支援に加え、生分解性マルチの導入に対し、地域循環型持続的営農支援事業として継続支援いたします。コストを低減し、経営体質の強化を行うとともに、地域内で生まれる海の恵や消化液などの有機肥料を活用した地域内循環型土づくりに対しての支援も進めることにより、環境負荷を軽減し、地域循環型の持続可能な農業の確立を図ってまいります。

令和元年度より5年計画で進めております道営土地改良事業(豊浦北地区)につきましては、 農業用排水施設の更新、農地の再整備により、引き続き生産性の高い営農基盤の充実を図って まいります。

また、令和3年度より5年間計画で進めております道営土地改良事業(桜第2地区)については、国営土地改良事業と連携し、用水路の新設や区画整理などを実施してまいります。

地域産業連携拠点施設運営事業については、4年目を迎えます。令和3年度で研修生1期生が研修を終え、4月より新規就農者としてスタートしたところでございます。本年度においても、親方ネットワークや関係機関との連携協力を図りながら、農業の担い手育成に対し、継続的に支援してまいります。

畜産振興については、畜産担い手総合整備事業、牛舎環境改善整備事業、養豚飼養環境改善 整備事業を実施し、営農基盤の充実を図ってまいります。

漁業の振興。

漁業については、近年の原因不明のホタテ貝の大量へい死がホタテ養殖漁業者にとって深刻な問題となっていて、各関係機関と連携し、原因究明に努めていますが、いまだ解明されておりません。へい死貝を減らす要因の一つとして、稚貝の活力について研究機関からの提言も受け、令和3年度から3か年の試験事業として、本町に適する可能性のある稚貝産地試験を継続実施してまいります。

また、漁業資源確保のため、噴火湾海域でも進んでいる磯焼け対策への支援や、漁場環境整備、資源量調査、アワビの種苗放流を引き続き推進してまいります。

漁港整備については、北海道が事業主体である豊浦、礼文の両漁港の長寿命化計画に基づき、 漁港の補修整備を促進してまいります。

林業の振興。

林業については、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理法に基づき、令和2年から3

年度で、森林所有者に意向調査を実施した結果を基に、関係機関と連携を図りながら、放置森林の解消、適正な森林管理と整備促進及び木材の利用促進を図ってまいります。

あわせて、従来の未来につなぐ森づくり推進事業が豊かな森づくり推進事業に事業名が改められました。町有林整備事業等も引き続き実施し、適切な森林施業を推進してまいります。

商工業の振興。

商工業については、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業をはじめ、とようら住宅リフォーム券事業、行政連携ポイント付与事業に引き続き支援し、地域内循環による経済活性化、消費の地域外流出抑制を図り、官民一体となって解決すべき課題を補完し、住民サービスの向上に努めてまいります。

雇用の創出については、商工会が取り組む起業化促進雇用創出応援事業に対して、引き続き 支援してまいります。

観光の振興。

観光については、一般社団法人噴火湾とようら観光協会が日本版DMO候補法人から日本版DMOへの本登録に向け、連携して進めてまいります。長引くコロナ禍により、観光協会の自主事業を思うように実施できない難しい状況ではありますが、引き続き本町の観光事業の推進に努めてまいります。

小幌駅の管理運営については、町が駅業務の維持管理費用及び人的協力・支援の両面において、引き続き負担し管理してまいります。

また、ジオパークの重要なジオサイトであります小幌洞窟を含めた小幌周辺を観光資源の核の一つとして、道の駅とようらや、4月に新たな指定管理者でスタートを切った天然豊浦温泉しおさいとも結びつけ、本町全体的な観光取組にも支援してまいります。

観光PRイベント事業については、食と観光や体験観光等のPRを行い、ふるさと納税返礼品に使用している特産品の販売とともに、町を広くPRしてまいります。

広域観光連携事業では、一昨年、白老町に民族共生象徴空間ウポポイがオープンされ、本年、 礼文華海浜公園に新設されたイコリとの結びつきにも期待し、登別洞爺広域観光圏協議会等の 取組とも連携しながら、その来場者の町への波及促進に努めてまいります。

また、長万部・黒松内・豊浦3町連携事業、はしっこ同盟についても、新たな観光の取組に向けた協議を進めてまいります。

(2) 基本目標 2。

豊かな生活環境の実現。

政策 3. 安全・安心に暮らせるための取組の充実。

防災体制の構築。

自主防災組織の育成、未組織自治会への組織化奨励及び各避難所の備蓄品の充実を計画的に 推進するとともに、広域備蓄の検討を西いぶり定住自立圏協議会において行ってまいります。

消防体制の整備については、消防事業・施設整備10年計画に基づき、町民の安心確保を図ってまいります。

交通安全・防犯対策の推進。

交通事故防止及び犯罪防止については、交通安全協会、防犯協会、自治会等の関係団体と連携して、道路診断、パトロールなどを引き続き実施してまいります。

さらに、交通安全上、危険と考えられる箇所には、垂れ幕などの啓発資材を活用した安全対策を講じてまいります。豊浦小学校周辺については、国土交通省と連携しながらハンプを設置し、その効果を検証し、今後の交通安全施策を推進してまいります。

消費者保護については、悪質な振り込め詐欺や架空請求などの被害に遭わないよう、情報の 提供及び啓発活動の取組を推進してまいります。

町民の「足」となる公共交通の維持。

公共交通の維持については、地域公共交通活性化協議会と連携して、交付金、補助金等を活用しながら、引き続きサービスの向上に努めてまいります。

コミュニティバスについては、アイヌ政策推進交付金を活用し、より利用しやすい運行を行ってまいります。なお、利用料金については、町民の皆様のご意見を伺いながら、引き続き検討してまいります。

社会参加の推進、コミュニティーの形成。

社会参加の推進については、郷土愛ふれあいトークや出前ふれあいトークを引き続き開催し、 その声を町政に反映してまいります。

地域コミュニティーの維持については、必要な自治会活動に対して、引き続き支援してまい ります。

広聴・広報活動の充実については、広報紙や町ホームページの内容等の工夫により、分かり やすい行政情報の提供に努めるとともに、町の多岐にわたる情報をフェイスブックでリアルタ イムに提供してまいります。

また、コミュニティーFMのワイラジオの行政情報の提供と普及に努めてまいります。

多様なニーズに応じた墓地管理体制の支援。

お墓の管理については、少子化など時代の流れにより、お墓を継承する人がいない、維持管理が困難、お墓を建てるのが難しいなど、様々な理由によって対応に苦慮されていることに対する支援として、共同墓設置に関する制度設計に取り組んでまいります。

政策4. 豊浦町の魅力としての環境保全・活用。

再生可能エネルギーによるまちの活性化。

温室効果ガス削減に資する低炭素化については、次世代を担う町民、また、安心して暮らしていける環境づくりのために避けては通られない責任ある行動を取らなければならないものと考えております。

平成31年4月より稼働を開始したバイオガスプラントについては、安定稼働のため、その運営管理に万全を尽くし、原料や液肥処理を適正に管理活用することにより、循環型まちづくりの推進と地域経済の活性化に努めてまいります。

町有施設を対象とした温暖化対策実行計画に掲げる目標達成に向けた施策の優先順位を定め、 効果的に取り組んでまいります。

ごみの適正処理や排出抑制・再資源化の推進。

現在、西いぶり広域連合において進めております新中間処理施設整備、現中間処理施設の老朽化対策、最終処分場改修、公共建築物長寿命化計画に基づく各種施設の改修については、構成市町において住民負担の軽減に向け、事業内容及び事業費の精査に努めており、今後もそれぞれの施設整備等が適正に行われるよう、引き続き検討してまいります。

また、生活環境対策については、本年4月1日に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、今後の本町におけるプラスチック廃棄物対策について検証するとともに、廃棄物の最終処分量の減量を図るために、町民、事業者、町が一体となり、3R事業をより一層促進させてまいります。

自然との共生。

アイヌ文化は、自然と共生し、自然の恵みを神と崇める中から生まれたものであります。

これまでも、豊浦アイヌ協会とともに、本町のアイヌ文化の復興や伝承を実施してきましたが、国のアイヌ政策に関連して、令和元年度に豊浦町アイヌ文化関連観光プロモーション事業基本構想・基本計画書を策定しておりまして、この計画に基づき、国の交付金も活用しながら、アイヌ民族が誇りと希望が持てるような施策を展開してまいります。

また、本年度は、アイヌ文化施設の利用促進と本町のアイヌ文化の普及啓発を推進するため、豊浦アイヌ協会や噴火湾とようら観光協会など関係機関とともに、活用方策について検証してまいります。

さらに、音楽祭の開催と豊浦アイヌ協会における伝承者の育成を行い、より一層のアイヌ施 策の促進を図ってまいります。

人々に自然の潤いと癒やしを提供する町内10公園については、利用者の安全を確保するとと もに、修繕を計画的に進めてまいります。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止対策協議会において、効果的な活動を行う有害鳥獣 捕獲用わなの整備を拡充し、伊達猟友会豊浦部会への活動に対しても支援してまいります。

(3) 基本目標3 誰もが住みやすいまちの実現。

政策 5. 健全な子どもたちを育成するための子育てサービスの充実。

多様なニーズに応じた子育て支援。

子育て支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策計画に基づくとともに、子ども・子育て支援会議においても検証しながら取組を推進してまいります。

保育サービスについては、町内の認可外保育施設と連携し、通常保育や障がい児保育の充実を図ってまいります。

また、国の幼児教育・保育の無償化に関連して、本町独自に実施している、無償化の対象とならない0歳から2歳までの課税世帯の保護者の保育料及び3歳以上の食材費の全額負担、学校給食費負担軽減事業、認可外保育施設等利用助成金支給事業、高校生通学費等補助事業、乳幼児等医療費無料化事業についても、継続実施して保護者の負担軽減を図ってまいります。

母子保健事業については、安心して子どもを生み育て、健やかな成長を促すため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を行い、乳幼児健診や相談、家庭訪問、健康教育及び妊産婦健診、産後ケアや新生児聴覚検査、不妊治療費などの助成を継続してまいります。

児童虐待防止については、児童相談所等関係機関との連携をより緊密なものとし、虐待被害の早期発見と拡大防止に向けて担当職員の資質向上等、支援体制の強化に努めてまいります。

教育の出発点である家庭教育・創意と工夫に満ちた学校教育の推進。

教育行政については、総合教育会議において、教育委員会と意思の疎通を図り、地域の教育 課題やあるべき姿を共有し、より一層生涯学習の充実を推進してまいります。

特に今年度は、第3次豊浦町教育振興基本計画の最終年度であり、第4次の同基本計画策定 の重要な年としております。

また、ICT機器等の有効活用について、さらなる推進を図ってまいります。

詳細については、教育行政執行方針において、教育長が説明いたします。

政策 6. 誰もが安心して暮らし続けるための医療・保健・福祉サービスの充実。

医療提供体制の確保。

国民健康保険病院は、地域に密着した医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、「初心を忘れず、使命感をもって」を理念に、信頼される医療の提供などを基本方針として、町民の皆様のかかりつけ医病院として、必要な医療提供を行っております。

今年度からは、さらに持続可能な地域医療提供体制の確保を図るため、病院改革プラン事業 (令和4年度から令和8年度)をできるものから速やかに検討を実施するとともに、総合保健 福祉施設やまびこなどの町内の社会資源や圏域内の医療機関等との連携を行い、HUB機能を 確立し、町民の医療、健康生活の充実を図ってまいります。

予防を重視した健康づくりの推進。

町民の健康保持については、がん検診、特定健康診査や特定保健指導、健康相談、家庭訪問などを着実に実施し、健康づくり体制の充実を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種健診の受診率が減少傾向にあることから、受診勧奨と感染防止対策を徹底した事業運営により、受診率の回復に努めてまいります。

なお、MRI・MRA検診費用助成事業についても引き続き支援してまいります。

さらに、やまびこ、町民課及び国保病院が連携し、データヘルス計画に基づく糖尿病性腎症 重症化予防事業等を行うとともに、各種予防接種事業も実施し、総体的な医療費の抑制に努め てまいります。

健康寿命の延伸に向けて、要介護の手前の状態でありますフレイルを早期段階から予防する 必要があります。

このため、高齢者だけではなく、中年期からのフレイル予防の体系化について、医療、保健、 福祉の連携により協議検討いたします。

高齢化社会に対応した介護・福祉サービス。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年から5年度)に基づいて、高齢者の介護予防事業を実施し、その検証をするとともに、介護を要する状態となっても、適切な介護サービスを利用することにより、介護度の進行を抑制し能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするため、地域包括ケアシステムのさらなる拡充と、介護サービスの質的向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出や交流機会が減る状況の中で、閉じこも りや身体・認知機能などの健康への影響が懸念されています。

コロナ禍にあっても、感染予防を行いつつ、心身の機能低下を予防し、健康の維持を図っていく必要があります。このため、介護保険制度の一般介護予防事業のみならず、とようら大学や高齢者クラブ、地域サロンなどの介護予防に資する通いの場が複数提供され、また、町民自らが健康やフレイルの予防などに関心を持っていただけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。

総合保健福祉施設内の介護老人保健施設・デイサービスセンター・訪問介護事業所においては、併設する国保病院等と有機的に連携を図り、地域における介護ニーズ等に過不足なく対応し得る体制を構築するとともに、あらゆるアイデアを用い、サービスの質向上に努めてまいります。

また、民間活力を棄損することのないよう、公営事業所として、あるべき事業種別や事業規模を再検討するとともに、事業の持続可能性の最大化に向け、営業努力をしてまいります。

地域包括ケアシステムの構築・推進。

高齢者が自らの尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域のあらゆる社会資源が有機的に連携し、高齢者等を包括的に支える体制を拡充してまいります。

そのためには、各種福祉計画に基づく事業を着実に実施する必要があり、加えて施策の進捗

状況、事業効果を検証し、多様な町民のニーズに対応した介護サービス事業等社会資源の適正 な確保を推進してまいります。

高齢者福祉については、社会福祉協議会や教育委員会などとの連携を密にし、地域の高齢者との信頼関係を築けるよう、個別訪問などの見守り活動を推進することに加え、町民が主体となって行う活動の支援や、介護予防・日常生活支援総合事業等の充実に努めてまいります。

認知症施策については、全世代を対象とした研修会の開催や地域支え合いまちづくり事業の 推進など、地域住民へ認知症に関する普及啓発に努めてまいります。

障がい福祉サービスの提供体制の確保。

第6期障がい福祉計画に基づいて、本町に在住する障がい者、その家族が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者を支援する施策を推進してまいります。

また、障がい者の居住支援のための機能を有した地域生活支援拠点の整備に向けた検討をしてまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療の充実。

国民健康保険事業については、国及び北海道の国保運営方針に基づき、法定外繰入れを6年で解消する赤字解消計画を策定しており、この計画に基づき、令和4年度から令和7年度の各年度分について税率を改正させていただきましたが、引き続き国保財政の検証を行うとともに、北海道とも連携を図りながら、健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業については、適正な運営に取り組むとともに、町民の窓口として分かり やすく丁寧な対応に努めてまいります。

(4) 基本目標 4 健全な行政運営の実現。

政策7. 町民サービスの基盤を支える公共施設の効果的運用。

公共施設・インフラを長持ちさせるための維持管理・修繕の実施。

公共施設等の老朽化対策については、昨年度、施設ごとの実態調査を行い、今後の改修等の 内容や時期、費用等の整理を行いました。

本年度は、中長期的な年次計画を検討するため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設 計画を見直し、公共施設等の機能の確保を推進してまいります。

町道の維持補修については、橋梁の長寿命化対策及び道路の危険箇所の補修を計画的に実施 し、生活道路の安全確保に努めてまいります。

また、除雪体制については、GIS除雪管理システムを本格的に導入し、作業の安全確保、 迅速かつ丁寧な除雪、民間委託路線の体制維持に努めてまいります。

なお、老朽化している除雪トラック1台、小型タイヤショベルを社会資本整備総合交付金の 活用により更新することとし、きめ細やかで効率的な除雪作業を実施してまいります。

国道の整備については、国道37号のクリヤトンネル及びチャストンネルの狭隘解消、礼文華 地区の線形改良を近隣市町と連携し、引き続き国及び関係機関に要望してまいります。

道道の整備については、美和豊浦停車場線(浜町工区・旭町工区)及び大岸礼文停車場線等の整備促進に向けて、要望活動を継続してまいります。

簡易水道事業については、施設及び配水管の更新事業を実施し、既存施設の維持管理等を適切に行い、安定した水の供給に努めてまいります。

生活排水対策については、下水道未普及地域において、合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を進めてまいります。

また、簡易水道事業及び下水道事業については、経営成績や財政状況等の経営の見える化を 図るため、令和6年度の地方公営企業化移行準備の事務作業を進めてまいります。 効率的な行財政運営の推進。

本年度、事業評価制度を導入することにより、総合計画における政策、施策を実現するための具体的手段として実施し、行財政運営の改善や行政サービスの効率化と職員の意識改革を図ります。

債権管理については、債権管理マニュアルに基づき、事務処理の適正化を図るとともに、継続して、本町、壮瞥町及び洞爺湖町の職員を相互に併任し、滞納整理事務における協力と捜索による動産の差押等、徴収技術の向上にも努めてまいります。

未利用の町有財産については、その有効活用について、順次対応を進めてまいります。

ふるさと納税については、首都圏をメインターゲットとして捉えまして、引き続き広告サイト等に掲載しPRし、効果的な情報発信が行えるよう取り組んでまいります。

人事評価制度については、住民ニーズを的確に捉え、それらに応えるサービスを提供するため、職員の能力を最大限に引き出し得る人事評価とその管理に努めるとともに、勤勉手当に人事評価の結果を適正に反映させてまいります。

町職員の新型コロナウイルス感染症対策については、石鹸等による手洗いや手指消毒、執務中のマスク着用など基本的な対策の徹底を図るとともに、町職員が発症した場合を想定し、行政サービスや町民生活等への影響を最低限とするため、感染拡大防止を図るための基本となる事項について定めました予防・対応マニュアルに基づき、迅速、適切な対応を図ってまいります。

IV むすび。

以上、令和4年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

2050年には世界の人口が97億人に達する見込みの中、食料危機や地球温暖化に伴う気候変動による災害の増加や新型コロナウイルスによる感染拡大など、地球規模のリスクがより一層高まってきております。

また、ロシアがウクライナに軍事侵攻したことにより、通貨やエネルギー、小麦をはじめと する穀物や諸物価が高騰するなど、世界経済の行方が懸念されております。

このような状況下、本町としての大変厳しい財政状況を踏まえ、5年後、10年後を見据え、 事業評価や公共施設等総合管理計画等の下、スクラップ・アンド・ビルドを視野に入れ、各公 共施設の在り方や事業の見直しを検討してまいります。

また、バイオガスプラント・ハザカプラントの現況に沿った抜本的見直しを進めることとし、 農業・漁業の1次産業や観光振興を推進することにより、産業振興と町民一人一人の所得を向 上させ、併せてふるさと納税の増加策を図ることにより、財源を確保するとともに、受益と負 担の公正性をもって、安定的な行財政運営を図ってまいりたいと考えております。

大変厳しい財政状況下ではありますが、今後も「町民生活が一番」を政治理念とし、安心して暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、 町政執行方針といたします。

〇議長(根津公男君) 町長の町政執行方針が終わりましたので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分 再開 午前11時10分

◎教育行政執行方針

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、教育行政執行方針について、教育長から説明を受けることといたします。 吉田教育長。

〇教育長(吉田朋行君) それでは、令和4年豊浦町議会定例会5月会議の開会に当たり、令和4年度教育委員会所管の行政執行に関する基本姿勢、重点施策について申し上げます。

近年、新たな生活環境へ社会が変容し、グローバル化の急速な進展や、多様な事象が複雑さを増し、先行きを見通すことが困難な時代となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式による暮らし方が求められています。

このような状況の中で、地域が抱える課題を解決していく仕組みづくりとして、地域コミュニティーの活性化が必要とされています。

教育委員会では、各世代における学習活動を進めながら、本町の未来を託す児童生徒の健全 育成を図るとともに、町民が生涯にわたって生きがいを持って活躍ができるよう、生涯学習環 境の整備を進めます。特に、令和4年度は、第3次豊浦町教育振興基本計画の最終年度であり、 第4次の同基本計画策定の重要な年としています。

このような認識の下、豊浦町教育振興基本計画及び教育推進計画に基づき、さらに、総合教育会議において町長との意思疎通を図りながら、以下の基本姿勢で教育行政を執行してまいります。

学校教育に関わる教育姿勢は、次の2点です。

一つ目は、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという学習指導要領における理念 を学校と保護者、地域が共有し、公立の学校として、地域とともにある学校づくりを推進する。

二つ目は、子どもが積極的に学ぶ教育環境を整え、自らの力で未来を切り拓いていく力を身につける学校教育を創造する。

次に、社会教育に関わる基本姿勢は、次の2点です。

一つ目は、町民同士がつながり、主体的な学習活動を通して豊かな人生を送り、将来のまちの姿の実現に向け生涯学習が充実するよう、社会教育事業を展開する。

二つ目は、文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、ライフステージに応じた日常的な健康づくりが促進されるよう、スポーツ・レクリエーション事業を推進する。

それでは、令和4年度において、重点的に取り組む施策について申し上げます。

第1は、生きる力を育む学校教育の推進です。

その1点目は、確かな学びの実現のための学習指導です。

学校教育には、今までのよさを受け継ぎ、発展させながら新しい時代を築いていく才能、素養を確実に育むことが求められています。

このため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員の授業改善と家庭と連携した望ま しい学習習慣の定着という2本の柱で、豊浦の子どもたちの学力向上を図ります。

教育委員会は、国が示す令和の日本型学校教育の個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、教育委員会主催の研修会を設定したり、学校力向上アドバイザーが学校訪問や各学校の校内研修に参加したりするなど、さらなる授業改善を進めてまいります。

また、タブレットやデジタル教科書等、ICT機器を授業でより効果的に活用する取組や、 新型コロナ感染で休校等になったときに備え、オンライン学習の研修を充実させます。

さらに、放課後学習の場(寺子屋)を継続し、基礎的、基本的な学習内容の定着を図ります。 2点目は、特別支援教育の充実です。 特別支援教育では、特別な支援を必要とする児童生徒に、自立や社会参加に向けた切れ目のない一貫したサポートや、保護者の理解を深めることが大切です。

このため、各学校は、校内特別支援委員会で、「いつまでに、誰が、何をどのように」を明らかにし、児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握と組織的で具体的な支援を続けます。

あわせて、今日的な課題に即した研修を充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。

教育委員会は、効果的な学習支援員、介護員の配置を継続するとともに、各学校の特別支援 コーディネーターによる学校間の情報共有を図ります。

また、保護者と教育相談を行ったり、保育所、こども園、総合保健福祉施設や発達医療センター等との連携を密にし、豊浦町教育支援委員会において、適切な就学先を検討したりするなど、児童生徒一人一人を大切にした支援に努めます。

3点目は、いじめ・不登校対応です。

いじめ対応では、学校と家庭が連携し、「いじめは人間として絶対に許されない。しない、 させない。」の信念の下、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

各学校は、いじめ防止基本方針により、豊かな人権感覚の育成に引き続き努めてまいります。 あわせて、道徳科の目標実現に向けた授業改善を図るとともに、支持的風土を醸成する指導を 行います。

また、不登校児童生徒の対応については、スクールカウンセラーに加えて、スクールソーシャルワーカーを継続して配置し、教育相談を充実させるとともに、教師、保護者との連携を図ります。

また、学校生活に適応できない児童生徒に対しては、適応指導教室を開設するなどし、学習 支援、情緒の安定や集団生活への適応を図ります。

4点目は、学びを支える環境の整備です。

児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現、感染症や災害発生等の緊急時に おける学びの保障など、教育の質を高めるための環境整備が必要です。

このため、児童生徒用デジタル教科書の配備を充実するとともに、Wi-Fiルーターやウェブカメラ、学習支援ソフトの整備等、ICT環境の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、新しい生活様式を踏まえた衛生環境整備にも努めてまいります。

5点目は、地域とともにつくり上げる教育活動です。

児童生徒がたくましく成長していくためには、学校や家庭、地域社会が一体となり、教育力を発揮することが大切です。

このため、学校では、ふるさと教育、福祉教育、キャリア教育等において、地域の人材や教 材を活用します。

教育委員会は、社会教育からのアプローチを積極的に進めるとともに、地域の声と力を学校 に生かし、地域とともにある学校づくりを推進します。

6点目は、小学校と中学校の連携、小学校同士の連携教育の推進です。

義務教育で求められる資質・能力を着実に定着させるために、小中学校間の連続性のある教育の充実が必要です。

このため、本町においては、町内の小学校3校が一体となった交流学習や合同の宿泊学習、 修学旅行等を計画的に実施します。

また、小学校、中学校の連携では、中一ギャップの解消を図るため、中学校が小学校へ出向いて行う出前授業や乗り入れ授業、ICT機器を活用した授業を今後も実践し、研修を深めま

す。

7点目は、健やかな体の育成です。

生涯にわたって健康を保持・増進するためには、日常的な運動習慣、規則正しい生活習慣、正しい食習慣を定着させることが必要です。このため、学校では、体育の授業改善をもとより、新体力テストの結果分析を行い、課題克服に向けた体力づくりの取組を推進します。あわせて、家庭の協力を得ながら、規則正しい生活習慣の定着に努めます。

また、教育委員会では、社会教育事業として、野外体験活動やスポーツ教室等企画・実施し、 運動習慣の定着を図ります。

学校給食センターでは、食の重要性、食文化、食品の流通及び消費等についての栄養教諭による指導や地場食材を活用した給食の提供を通して、食育の充実を図ります。

さらに、異物混入対応マニュアルや食物アレルギー対策マニュアルを徹底し、児童生徒に安全な学校給食の提供を図ります

最後に、働き方改革の推進です。

ほとんどの教職員は、授業準備や生徒指導、部活動、保護者対応等、勤務時間外の労働を行っており、教職員の多くが疲弊している現状です。このため、子どもと向き合う十分な時間を確保することができるよう、教職員の働き方改革の推進が急務です。

教育委員会は、学校が導入している校務支援システムやICT機器の積極的な活用を促すと ともに、会議、行事、業務等の見直し等、教職員の意識改革に努めてまいります。

また、学校閉庁日やノー部活DAYの実施により、勤務時間の削減を図り、教職員の心身の健康にも気を配ります。

それでは次に、社会教育の重点施策の推進についてご説明します。

1点目は、学習機会の提供です。

生涯学習における町民の学習ニーズは高度化・多様化する一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした、予測のつかない急激な社会の変化に直面しています。そうした中、生涯にわたって学べる学習環境の充実に向けて、関係機関と連携し、地域に根差した社会教育活動を進めてまいります。

特に、豊浦町の特色、文化を活かした公民館講座や各種教室を展開します。

2点目は、文化財の保存と活用です。

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞穴遺跡等の調査、保存、活用について、 北海道大学をはじめとした関係機関と連携しながら進めます。

また、次代を担う子どもたちに、ふるさと豊浦への愛着をさらに育むため、小中学校における「ふるさと学習」等の授業で、収蔵する文化財を積極的に活用するとともに、一般町民に対しても、教養を深め、地域の魅力を再発見する機会を提供します。

さらに、こうした活動を様々なメディアを活用して、町内外へ発信してまいります。

3点目は、コミュニティスポーツの振興です。

生涯にわたり健康で充実した生活を送るため、各関係機関と連携を図りながら、子どもから 高齢者まで各年齢層に適した各種スポーツ教室等を継続して開催するほか、指導者の育成、大 会参加の支援を行うなど、スポーツ活動の推進に努めます。

また、社会体育施設の整備については、利用者の声を聞きながら、より有効的に活用していただけるよう検討します。

4点目は、成人教育の推進です。

家庭教育支援については、子を持つ親が自信をもって、安心して子育てに取り組めるよう、

総合保健福祉施設やまびこと連携し、子育て支援講座、ブックスタート事業を定期的に開催します。また、子ども会活動については、地域の子どもの健全育成環境の充実のため、育成者のつながりを再構築するとともに、単位子ども会が状況に応じて連携し、活動できるよう支援します。

最後に、青少年の健全育成です。

未来を担う青少年の主体的な学習や活動を支援し、幅広い体験学習を通して、健やかな成長を図るため、家庭・学校・地域・関係機関等と連携を深めながら、地域が一体となり、社会全体で子どもたちを守り育てていく活動を進め、ふるさと豊浦への郷土愛を育む安全で安心な環境づくりを推進します。

また、PTAや子ども会、スポーツ少年団などの活動と連携を図り、将来の地域リーダーとなる人材育成に努めます。

以上、令和4年度における学校教育・社会教育の重点施策について申し上げました。

終わりに当たり、豊浦町が人口減少に起因する諸課題を乗り越え、持続可能なまちづくりや地域の活性化を実現するため、教育には、次代を担う人材育成と生き生きと学び続けることができる学習環境の整備充実が求められています。

教育委員会では、本町の未来を託す児童生徒が郷土に誇りを持ち、自ら考え主体的に行動できるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育の充実に取り組みます。

また、町民一人一人に豊かな人生を送っていただけるよう、生涯学習社会の充実に努めます。 町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和4年度 教育行政執行方針といたします。

○議長(根津公男君) これをもちまして、町長及び教育長からの執行方針の説明を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第28号から議案第36号までの9議案については、議長除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) よって、議案第28号から議案第36号までの9議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま、予算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長は本席より、予算審査特別委員会を本日の本会議終了後に開催いたしますので、議事堂に招集することを口頭により告知いたします。

よって、予算審査特別委員会では、出席中の年長委員により委員長互選の職務を行いますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月10日

議長

署名議員

署名議員